

豊中二中の生活ルールについて

生徒指導部

【1, 登下校について】

- (1) 自転車通学は禁止。
- (2) 学校へは、8:30までに余裕をもって登校すること。ただし、クラブの朝練以外では8:00以降に登校すること。※8:35以降は正門から入ること。
- (3) 下校時刻(16:55)を守って下校すること。その際は活動場所の片付け、戸締まり、消灯をして下校すること。
- (4) 下校時は寄り道や買い食いをせずにすみやかに、なるべく複数で帰宅すること。
- (5) 登校後は外出できないため、特別に事情があるときは担任の先生に相談すること。

【2, 欠席・遅刻・早退・見学について】

- (1) 欠席・遅刻・早退・欠課・見学をする場合は、保護者から「コドモン」や、電話・生徒手帳を通じて学校へ連絡してもらうこと。(見学については、教科担当の先生の指示に従うこと。)
- (2) 遅刻したときは先に職員室に寄り、遅刻カードをもらうこと。その後、教科の先生に遅刻カードを渡して入室すること。
- (3) 早退後、家に着いたら学校に帰宅の電話をすること。

【3, 休み時間や授業について】

- (1) 休み時間は次の授業の準備を最優先で行い、チャイムがなる前には席に着いておくこと。
- (2) 教室移動の時は電気を消し、ドアや窓の鍵をきちんとしめて早く移動すること。
- (3) 遅れて入室した時は、その理由を先生に伝えてから席につくこと。

【4, 昼食や昼休憩の過ごし方について】

- (1) 昼食時間を確保のため、昼休み開始から20分は教室から出ないこと。(トイレや手洗いなどは除く)
- (2) 昼休憩時間は、下記の用具の貸し出しがある。(予鈴が鳴ったら返却すること)

場所	遊び	時間・条件
運動場	・クラスボール(サッカーボールとバレーボール)の貸し出し。 ※各クラスに1球ずつ。	・ 昼休憩のみ。 ・ バレーボールは蹴らない。 ・ サブグラウンドではサッカー・ドッジボール等は禁止。
教室	・ トランプ ※各クラスに1つ、職員室保管。	・ 雨の日などグラウンドコンディションの悪い日の昼休憩のみ。 ・ かけごとはしない。
備考	・ 校舎内ではボールは一切使わない。走らない。暴れない。	

【5, 保健室の利用について】

- (1) 保健室は、体調不良や負傷した人が休養したり処置を受けたりする場所なので、用事のない人は入室しないこと。
- (2) マスクや薬は各自で用意すること。

【6, 服装等について】

服装については下記の事項を標準とする。

- (1) 男女問わず、学校指定のスラックス(黒・紺)、サイドプリーツのスカート(紺)、上着については自由に選択することができる。※以降、学校指定のスラックス(黒・紺)、サイドプリーツのスカートを「標準服」と称する。
- (2) 標準服を故意に短くしたり、変形させたりすることは禁止。
- (3) 化粧(アイプチなどを含む)、装飾品(ピアス・ネックレス・ブレスレット等)は禁止。
- (4) 露出の高い服装は避ける。
- (5) タイツなどは着用してもよい。
- (6) その他

頭髪	・ パーマや毛染め、奇抜な髪型は禁止。 ・ 整髪料やヘアバンド、カチューシャの使用は禁止。
靴	・ 運動靴(体育の授業で使用できる物。革靴等は禁止。)
防寒具	・ 手袋、マフラー、ネックウォーマーなどは冬期登下校時のみ使用してもよい。
かばん	・ 丈夫さ、容量、持ち運びやすさを基準に選ぶこと。

【7, 持ちものについて】

- (1) 時計や不必要なお金などの貴重品は持ってこない。
- (2) 生徒間のお金の貸借、物品の売買は禁止。
- (3) その他、学習に関係のない物の持ち込みは禁止。(例:スマホや携帯、カードゲーム類、漫画や雑誌、お菓子など。)

【8, クラブ活動について】

- (1) 活動時間について

年間、17:15まで活動、17:30を完全下校とする。

※ ただし、顧問の届出により活動を延長することができる。

延長時の完全下校は、18時00分となる。

※ 18:00まで延長ができるのは、1・2年学年末考査後～2学期中間考査前の期間のみ。

- (2) 更衣場所は男女ともに活動場所または教室、荷物は活動場所に置く。
- (3) 活動は、顧問またはそれに準ずる先生が校内にいる時のみ活動できる。長期休業日を除く平日の活動日は放課後とする。例外として申し出により早朝(7:30から8:15まで)に活動できる。定期テスト一週間前からは活動停止とする。
- (4) その他
 - ① 入部する時はクラブカードを利用する。提出の際は、保護者→担任の印をもらうこと。
 - ② 生徒の活動優先順位は原則として、①委員会、②クラス、③クラブの順番とする。
 - ③ 各クラブは、必要に応じてクラブ懇談を開くことができる。
 - ④ 部員への連絡は、クラブ黒板を利用できる。クラブ黒板への記入は、顧問か部長のみとする。
 - ⑤ 申し合わせ事項に違反した場合は、クラブ担当者が顧問を通じて活動停止にすることがある。

【9, 災害時について】

- (1) 火災発生や非常ベルが鳴った時は静かにその場で待機し、先生や緊急放送の指示に従うこと。
- (2) 地震の時はあわてて校舎外に出ず、すぐ机の下に入り、先生や緊急放送の指示を待つこと。
- (3) 避難の時は荷物を持たず、私語をやめて急いでグラウンド(または体育館)に集合すること。

【10. その他】

(1) 教室の施錠について

- ① 教室は終礼後から翌朝まで施錠しているため、朝早くに登校した生徒は職員室で教室の鍵を受けとり、教室を開ける。(休日は教室に入れないため、必要なものは前日までに持ち帰っておくこと。)
- ② 他のクラスの教室には入らない。
- ③ 移動教室以外は、他学年のフロアには行かない。

(2) 玄関・トイレ

- ① 事務室前出入口は来客用です。他の出入口を利用すること。
- ② 職員室前トイレは職員・来客用のため、原則生徒は利用できない。先生の許可が出た時や緊急時のみ使用できる。

(4) エレベーターの使用

- ① 階段を利用しての移動が困難な人(けが、松葉杖や車いす使用者等)が利用できる。
- ② エレベーター使用の際に付き添う生徒は一人のみ。

このルールは世間一般で言うところの「校則」です。生指部会から2023年度4月から適用するため、2023年3月9日(木)の職員会議で生指部より提